

皆さんのご意見をお聞かせください パブリックコメントを実施します！

笠岡市は、線引き廃止に取り組んできましたが、この度、線引き廃止に伴う、「笠岡市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例(案)」及び「都市計画法施行令第19条第1項ただし書きの規定に基づく開発行為の規模を定める条例(案)」がまとまりました。

これらの条例(案)は、線引きを廃止した後の、特定用途制限地域内における建築制限と都市計画区域において許可が必要な開発行為の対象面積を定めるものです。

これらの条例(案)について広く意見を募集いたします。

条例(案)の閲覧場所

都市計画課(ホームページにも掲載しています。)

意見の募集期間

10月3日(金)～10月22日(水)

意見の提出方法

① 郵送 千七ー四一八六〇ー

笠岡市中央町一ー一

笠岡市都市計画課宛

② FAX 2185

③ Eメール: toshikeikaku@city.kasaoka.okayama.jp

④ 持参: 都市計画課あて

書式は問いませんが、ご意見の提出に当たっては、住所・氏名・性別をご記入ください。

(なお、電話でのご意見は受け付けておりません)

⑤ 意見の取り扱い: お寄せ頂いたご意見は、整理した上で、住所、氏名等の個人情報を除き、公表させて頂きます。また、個々のご意見に対して、直接の回答はいたしませんので、あらかじめご了承下さい。

問い合わせ: 都市計画課

2138

笠岡市特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関する条例(案) 骨子

条例制定の目的

線引きを廃止した後、現市街化調整区域全域のうち農用地区域及び保安林等区域を除く区域で、地域の特性に応じて、特定用途制限地域を都市計画決定します。この条例は、建築基準法に基づき特定用途制限地域内における建築物の用途の制限に関して必要な事項を定め、合理的な土地利用を図り、良好な環境の形成及び保持に資することを目的と

しています。〔第1条〕

特定用途制限地域の種類及び指定範囲

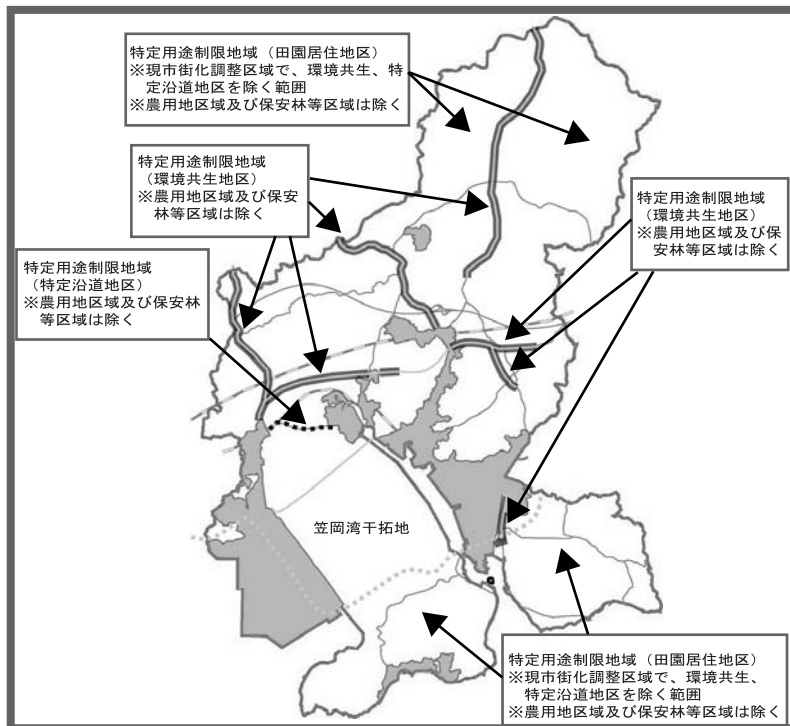
① 種類については次の3地区

(1) 田園居住地区

(2) 環境共生地区

(3) 特定沿道地区

② 指定範囲については、農用地区域及び保安林等区域を除く現市街化調整区域全域。(左図参照)



※環境共生地区、特定沿道地区については道路の端から両側50mの範囲となります。

建築物の用途の制限に関する基本的な考え方

従前市街化調整区域において建築可能であったものを認めてつつ、地域の課題などに応じて、用途地域における建築制限を参考に、各地区の建築制限を定めています。〔第5条〕また、認定、特例許可により建築することができる規定を別途定めています。

○認定: 従前市街化調整区域で建築可能だった建築物等については、市長の認定手続きを経ることで建築を認めるものです。〔第6条〕

○特例許可: 市長が当該地域の良好な環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可する建築物については、当該許可に利害関係を有する者を対象として意見聴取を行うとともに、市の都市計画審議会への諮問などの手続きを踏まえることにより、特例として建築を認めるものです。〔第10条〕特例許可の申請には手数料が必要です。〔第14条〕